

議案第51号

守口市都市公園条例の一部を改正する条例案

守口市都市公園条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和4年9月13日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 守口市都市公園条例（昭和52年守口市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
第1条から第27条まで 略 別表第1（第3条関係） 略 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>金田東公園</td><td>略</td></tr><tr><td>橋波公園</td><td><u>守口市西郷通1丁目13番地の1</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> 以下 略	名称	位置	略		金田東公園	略	橋波公園	<u>守口市西郷通1丁目13番地の1</u>	略		第1条から第27条まで 略 別表第1（第3条関係） 略 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>金田東公園</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> 以下 略	名称	位置	略		金田東公園	略	略	
名称	位置																		
略																			
金田東公園	略																		
橋波公園	<u>守口市西郷通1丁目13番地の1</u>																		
略																			
名称	位置																		
略																			
金田東公園	略																		
略																			

第2条 守口市都市公園条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条から第27条まで 略	第1条から第27条まで 略

別表第 1 (第 3 条関係)

略

名称	位置
略	
藤田東公園	略
大宮公園	守口市大宮通 1 丁目 51 番地
略	

以下 略

別表第 1 (第 3 条関係)

略

名称	位置
略	
藤田東公園	略
略	

以下 略

第 3 条 守口市都市公園条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
第 1 条から第 2 7 条まで 略	第 1 条から第 2 7 条まで 略																		
別表第 1 (第 3 条関係)	別表第 1 (第 3 条関係)																		
略	略																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>南寺方公園</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>菊水北公園</td> <td>守口市菊水通 2 丁目 3 番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		南寺方公園	略	菊水北公園	守口市菊水通 2 丁目 3 番地	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>南寺方公園</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		南寺方公園	略	略	
名称	位置																		
略																			
南寺方公園	略																		
菊水北公園	守口市菊水通 2 丁目 3 番地																		
略																			
名称	位置																		
略																			
南寺方公園	略																		
略																			

以下 略

以下 略

第4条 守口市都市公園条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後														
<p>第1条から第27条まで 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2 (第14条関係) 略</p> <table border="1" data-bbox="282 823 1117 1110"><thead><tr><th>公園</th><th>有料公園施設</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">大枝公園</td><td>略</td></tr><tr><td>テニスコート</td></tr><tr><td>略</td></tr></tbody></table> <p>別表第3 (第17条関係) 略 略</p>	公園	有料公園施設	大枝公園	略	テニスコート	略	<p>第1条から第27条まで 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2 (第14条関係) 略</p> <table border="1" data-bbox="1176 823 2011 1110"><thead><tr><th>公園</th><th>有料公園施設</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="5">大枝公園</td><td>略</td></tr><tr><td>テニスコート</td></tr><tr><td><u>バスケットボールコート</u></td></tr><tr><td><u>フットサルコート</u></td></tr><tr><td>略</td></tr></tbody></table> <p>別表第3 (第17条関係) 略 略</p>	公園	有料公園施設	大枝公園	略	テニスコート	<u>バスケットボールコート</u>	<u>フットサルコート</u>	略
公園	有料公園施設														
大枝公園	略														
	テニスコート														
	略														
公園	有料公園施設														
大枝公園	略														
	テニスコート														
	<u>バスケットボールコート</u>														
	<u>フットサルコート</u>														
	略														

有料公園施設	単位	金額	
		平日	休日等
略			
テニスコート（屋外）	略		
夜間照明設備	略		
略			
備考 略			

有料公園施設	単位	金額	
		平日	休日等
略			
テニスコート（屋外）	略		
夜間照明設備	略		
バスケットボールコート	1時間	1,000円	1,500円
夜間照明設備	1時間		300円
フットサルコート	1時間	5,000円	7,500円
夜間照明設備	1時間		300円
略			
備考 略			

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。